

空き家の解体等について

相談内容

親が亡くなってから20年間放置した空き家がある。草が隣家の屋根まで伸びているが、解体費用はない。どうしたらよいか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、空き家を解体するための補助金制度等を案内し、詳しくは空き家が立地する市町の空き家対策担当課または山口県住宅課に問い合わせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

近年、適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが全国的に問題になっています。

こうした中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）が平成27年5月に施行され、空き家の所有者又は管理者（所有者等）は空き家の適切な管理に努めなければならないこととされました。

一方、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている、④その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切であるような状態にある空き家の所有者等に対し、市町は、空き家の解体、修繕など必要な措置をとるよう助言・指導することができ、それでも状態が改善されないときは、勧告・命令することができます。市町から命じられた措置を履行しない場合、行政代執行により解体などされることとなり、その費用は空き家の所有者等に請求されます。

また、勧告を受けた空き家の敷地は、固定資産税などの住宅用地の特例による税の軽減がされなくなります。

今後、居住する予定がない空き家は、売却、賃貸、解体などの方向性について、空き家の老朽化が進む前の早い段階で検討しておく必要があります。

使用可能な空き家は、市町が運営する空き家バンクに登録し、住みたい方に紹介してもらえる制度があります。また、倒壊などの恐れがある危険な空き家を解体するための補助事業を行っている市町もあります。

詳細や不明な点は、空き家が立地する市町の空き家対策担当課または山口県住宅課に問い合わせてください。

(令和5年6月28日 山口新聞に掲載)